

議案第 23 号

県営土地改良事業分担金徴収条例制定について
県営土地改良事業分担金徴収条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

県営土地改良事業分担金徴収条例 (趣旨)

第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 3 項の規定により、山梨県の行う県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第 2 条 市は、法第 91 条第 2 項の規定に基づき、県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、次に掲げる者から分担金を徴収する。

- (1) 当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者
- (2) 当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地以外の土地で、当該県営土地改良事業によって著しく利益を受けるものを権原に基づき使用し及び収益する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、当該県営土地改良事業によって著しく利益を受ける者

(分担金の額)

第 3 条 前条の規定により市が徴収する分担金の総額は、当該県営土地改良事業に要する費用につき法第 91 条第 2 項の規定に基づき市が負担する負担金の額の範囲内で市長が定める。

(分担金の徴収方法)

第4条 第2条の規定により徴収する分担金は、当該県営土地改良事業が完了した年度（当該県営土地改良事業が完了する以前において当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該県営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した場合には、その利益の全てが発生した年度）において一時に徴収する。ただし、市長が必要と認める場合には、分割して徴収することができる。

（分担金の減免等）

第5条 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

土地改良法に基づき、県営土地改良事業の施行に係る受益者からの分担金を徴収するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。